

## 会議の要点録（令和4年3月18日）

### 1. 議会基本条例について

- ・「議会及び議員の責務」：原文どおりとする。

- ※議会広報の充実

- ※情報共有

- ※会議の公開

- ※議長の情報発信

- ※政務活動費の交付、公開、報告

- ※議決状況の公表

- ※情報通信技術の積極的活用

- ※出前講座・子ども議会

#### ※情報公開と周知

議会は、インターネット配信等、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、議会中継放送を行うなど市民が議会と市政に広く関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

2 議会は、議会活動をはじめ、議案に対する各議員の対応を公表する等、情報の公開と共有に努めるものとする。

#### ※政務活動費

議員は、議会の役割及び議員の職務を十分に認識した上で、調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けることができる。

2 議員は、証拠書類を公開し、政務活動費の使途の透明性を確保するものとする。

3 政務活動費の交付については、別に条例の定めるところによる。

#### ※子ども（次世代）に伝える

議会は、政治参加への環境を整えるため、小中学校への出前講座を開催するとともに、子ども議会等の開催に向けて関係機関と連携を図り、協力するものとする。

※今後、視察を踏まえて決める。

「議員定数・報酬について」：原文どおりとする。

議員の定数及び議員報酬の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに他市の状況等を総合的に検討し、決定するものとする。

2 議員定数の改正については市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

3 議員報酬の改正に当たっては阪南市特別職給料等審議会等、市民の客観的な意見も十分に考慮するものとする。

4 阪南市議会議員定数条例（平成14年9月30日条例第24号）又は阪南市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年10月20日条例第26号）を改正する条例案を議員が提出する場合は、前3項の規定を踏まえた明確な改正理由を付さなければならない。

「議員の政治倫理」：原文どおりとする。

※附属機関の設置

※監視及び評価

議会は、市長等が行う事務の執行に対し、監視及び評価を行う。

2 議会は、改善の必要があると認めるときは、市長等に対し、適切な措置又は対応をとるよう求める。

※政策立案、政策提案及び政策提言

議会は、議員からの提案による条例の制定等あらゆる手段を用いて、政策立案等を行う。

※政策討論会の開催

合意形成を得るため、政策討論会を開催することができる。

※今後、視察を踏まえて決める。

※政策提言等

※調査機関の設置

※行政評価討論会

※学識経験を有する者等の活用等

議会は、議案等の調査及び研究に当たり、適切な判断に資するため、

必要があると認めるときは、地方自治法に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査並びに公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の意思決定に反映するよう努めるものとする。

条文以外の検討として、「役員任期について」：原文どおりとする。

～答申案（役員任期）～

議員の体験機会確保のため現状の1年任期のままとする。少数意見では広域事務議会などでの安定性や議会改革を進めるうえでの2年任期がある。

なお、議会改革などの意志を明確にした所信表明を伴う役員選挙の必要性、および再任については検討の余地がある。

また、このような案件について当会作業部会のように議員間の自由討議のできる場の確保に努められたい。

## 2. その他

- ・次回については、4月21日（木）議員連絡会終了後から開催することとなった。